

東京 2020 向けたアスリート・観客の暑さ対策に係るワーキンググループの開催
について

令 和 2 年 1 月 3 1 日
東京2020向けたアスリート・観客の暑さ対策
に係る関係府省庁等連絡会議議長決定

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策について、昨夏の試行で明らかになった課題等を関係機関で共有し、大会本番に向けて、関係機関が連携して強化すべき取組の検討を行うため、東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議の下に、東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

| | |
|-----|---|
| 座 長 | 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官 |
| 構成員 | 消防庁消防・救急課長 外務省東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局次長 厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省健康局健康課長 観光庁参事官(MICE 担当) 気象庁総務部企画課長 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長 環境省大臣官房環境保健部環境安全課長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営担当部長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営推進担当部長 東京都環境局環境政策担当部長 東京都環境局地球環境エネルギー部長 東京都福祉保健局総務部企画担当部長 東京都福祉保健局医療政策部長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 ゲームズ・デリバリー室暑さ対策推進担当部長 オブザーバー 北海道環境生活部スポーツ局長 宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進局長 福島県企画調整部文化スポーツ局長 |

茨城県県民生活環境部オリンピック・パラリンピック監
埼玉県県民生活部スポーツ局長
千葉県環境生活部オリンピック・パラリンピック推進局長
神奈川県スポーツ局オリンピック・パラリンピック担当部長
山梨県オリンピック・パラリンピック推進局長
静岡県文化・観光部スポーツ局長

3. ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。